## 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 11月度)

1 日 時 令和4年11月1日(火)

開会:午後3時00分 閉会:午後3時22分

- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 13名

 1番 山下
 裕
 2番 中葉
 隆
 3番 道淵
 登

 4番 上出
 義美
 5番 西塚 信司
 6番 田中 昭一

 7番 吉田
 武嗣
 8番 宮木
 克幸
 9番 小澤
 幹夫

 10番
 田中
 利男
 11番 嵐
 浩由
 12番 扇谷 俊彦

13番 山下 茂昭

- 4 欠席委員 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与え る件

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について 意見を付する件

第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について

6 職務のため出席した事務局等職員

3名

局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

## 7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和4年度11月度定例総会を開催いたします。 はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) 今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

- (事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、 会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたしま す。
- □議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について 意見を付する件

第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について であります。

- □議長(会長) 本日は、岩上委員、松原委員から欠席の報告を受けていますが、在任 委員 15名中13名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。
- □議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、中葉委員、 道淵職務代理者にお願いいたします。
- □議長(会長) それでは、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について 許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。
- (事務局) 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地にまま利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となりまして、いわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、法務局に届出して、変更登記することになります。

今回の申請件数は1件です。

申請個所は、氷見市\*\*——番他、計<u></u>筆で、申請面積は——㎡、 登記地目は田です。 譲渡人 氷見市\*\*---番地(氏名\*\*)から、

譲受人 氷見市\*\*---番地(氏名\*\*)へ譲受人の要望で、所有権移転を行うものです。

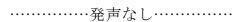
譲受人の経営面積は、\_\_\_\_m°で、今回の申請農地\_\_\_\_m°を取得すると、合計\_\_\_\_m°となります。この合計面積が、5,000 m°以上にならないと許可ができません。これがいわゆる「5反要件」と言われるものです。この許可申請については、5反以上となりますので、要件を満たしています。

譲受人はこの一帯でブルーベリー農園を営んでおり、経営面積を拡大するために隣接地の譲渡人と話がまとまったものです。

今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。



- □議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農地法 第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原 案のとおり承認することとします。
- □議長(会長) 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に ついて意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。
  - (事務局) 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について 意見を付する件3件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、 使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、3件とも第5条申請となっております。

番号1、地区は――です。

譲受人は氷見市\*\*--番地(氏名\*\*)、

譲渡人は氷見市\*\*--番地(氏名\*\*)、

申請地は、氷見市\*\*――番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は――m<sup>2</sup>、転用目的が――、権利は――です。 農地区分は第2種農地です。

番号2、地区は――です。

譲受人は大阪府\*\*---番地(氏名\*\*)、

譲渡人は氷見市\*\*---番地(氏名\*\*)、

申請地は、氷見市\*\*—番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は――m<sup>\*</sup>、転用目的が――、権利は――です。 農地区分は第3種農地です。

番号3、地区は――です。

使用借人は氷見市\*\*---番地(氏名\*\*)、

氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)、

使用貸人は氷見市\*\*---番地(氏名\*\*)、

申請地は、氷見市\*\*――番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は――m<sup>2</sup>、転用目的が――、権利は――です。 農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長(会長) 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

今回の案件3件につきまして、番号1番と3番は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る2番については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、 周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、3件すべてに隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

また、番号2番については、「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件3件は、原案のとおり許可相当であると判断したことをご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と\*\*委員の報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

## .....発声なし.....

- □議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法 第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につ きまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとしま す。
- □議長(会長) 次に、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。
  - (事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

まず除外とは、農用地区域内にある農地は転用行為ができないため、 農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を 及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的とし てこの農用地区域からの除外を行うものです。

番号1、地区は――です。

願出者は氷見市\*\*--番地(氏名\*\*)、

除外対象地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は宅地となっている状況でした。

対象地の面積は――㎡です。

農用地区域でしかできない理由として、対象地には昭和\*\*年から住宅が建っており、譲受人との売買契約のために調べた際にその内の1筆が田であることが判明しました。譲受人は既存の宅地を気に入っており、今後の居住を希望していることから、今回の申請により是正をしたいとのことです。

番号2、地区は——です。

願出者は氷見市\*\*--番地(氏名\*\*)、

除外対象地は、氷見市\*\*—番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は現在\*\*市の賃貸マンションに妻と子の3人で居住しているが、数年前から父と祖母の体調がすぐれず、また来年4月には第2子が生まれることから、介護や子育ての協力のことを考え、実家から近いところでの居住が望ましく候補地を検討したが、対象地以外に目的を達成でき、かつ取得可能な土地がなかったからとなっております。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件2件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- □議長(会長) 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排 水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意を得られております。

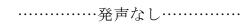
また、「氷見市土地改良区」からの同意を得られております。

以上、今回の案件2件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことをご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と\*\*委員の現地調査報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

発声な	L
-----	---

□議長(会長) なお、本件は諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか



□議長(会長) 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長(会長)	以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
	これで、氷見市農業委員会11月度定例総会を終了します。

• その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年11月1日

議	長		
署名雾	委員		
署名雾	委員		